

保護課 フルタイム会計年度任用職員
(高齢者世帯担当ケースワーカー) 募集要項

1 職種、採用予定人数及び応募資格

◎職 種 ケースワーカー

◎応募資格 社会福祉主事の任用資格を持ち、自転車に乗れ、簡単なパソコン操作ができる人

ただし、下記の地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する者は応募できません。

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 門真市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までの規定する罪を犯し刑に処された者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎募集人員 2名

◎勤務内容 生活保護に関する事務、主に高齢者世帯の訪問、窓口業務及びパソコン入力作業

【未経験者の方もていねいにサポートします。】

◎勤務場所 保護課

◎任 期 任用日～令和7年9月30日(火)

◎試用期間 あり

※任用1箇月は条件付採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行した時に正式採用となります。

◎勤 務 日 月曜日～金曜日

◎勤務時間 午前9時～午後5時30分

(休憩時間) (正午～0時45分 無給)

◎休 日 土曜日、日曜日、祝日

2 給与等

月額236,436円から(地域手当含む。)

通勤手当、期末手当、勤勉手当

※支給には一定の条件を満たす必要があります。

3 休暇

年次有給休暇、特別休暇など ※任用期間によります。

4 服務

地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

5 社会保険

健康保険、厚生年金、雇用保険 ※加入には要件があります。

6 兼業

兼業禁止です。

7 試験日時、会場、方法及び発表

- ① 日 時 電話連絡後、申込書類の提出後に、こちらから連絡します。
- ② 試験時間 30～45 分単位で実施
- ③ 会 場 門真市役所内 ※後日お知らせします。
- ④ 試験科目 個別面接、パソコン入力
- ⑤ 合否判定 合格点を設定し、合格点を満たした者について上位のものから順位づけし、採用予定者を決定します。
- ⑥ 合格発表 試験日以降早急に合格、不合格にかかわらず、応募者本人に通知します。履歴書返却希望者はその旨を明記ください。
- ⑦ 成績開示 応募の際に成績開示を希望して受験した者に対しては、結果発表にあわせて成績を開示します。但し、合格者には開示しません。

8 応募申込手続

- (1) 申込み先 〒571-8585 門真市中町1番1号
門真市役所 保護課 保護第3グループ
TEL06-6902-6153
電子メールアドレス fuk05@city.kadoma.osaka.jp
- (2) 申込方法 電話連絡後、履歴書(写真貼付、平日連絡が取れる電話番号必須)、資格を証するものの写し(資格証明書又は成績証明書)を郵送、電子メール又は直接持参(持参の場合、平日の午前9時～午後5時30分)
- (3) 申込期限 採用が決定次第締切

※社会福祉主事任用資格とは…

1. 大学、短大、旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用資格選択必修科目のうち、いずれか3科目以上の単位を修得して卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
3. 社会福祉士
4. 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
5. 1から4に掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で定める者です。

指定科目

昭和 25 年～昭和 56 年卒業者（昭和 25 年 8 月 29 日 厚生省告示第 226 号）

社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

昭和 56 年～平成 11 年卒業者（昭和 56 年 3 月 2 日 厚生省告示第 18 号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成 11 年～平成 12 年卒業者（平成 11 年 3 月 22 日 厚生省告示第 52 号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成 12 年～現在までの卒業生（平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 153 号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論